

# 衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 26.11.10 第 187 回国会第 6 号

11 月 10 日（月）、第 6 回の委員会が開かれました。

## 1 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第 25 号）

- ・有村国務大臣（消費者及び食品安全担当）、赤澤内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
（賛成—自民、民主、維新、公明、次世代、みんな、共産、生活）
- ・とかしきなおみ君外 7 名（自民、民主、維新、公明、次世代、みんな、共産、生活）から提出された附帯決議案について、中根康浩君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成—自民、民主、維新、公明、次世代、みんな、共産、生活）

（質疑者及び主な質疑内容）

### 田 沼 隆 志君（次世代）

- ・先日の委員会では、一律の課徴金算定率ではなく業界ごとに営業利益率を反映させることは行政執行力を低下させるとの答弁であったが、行政執行力を強化して、業界ごとの利益率を反映すればよいのではないか。
- ・本法律案では注意義務の立証責任は消費者庁が行うことになっているが、具体的にはどのように判断するのか。
- ・不当表示に対する措置命令の実績について、消費者庁として十分な機能を発揮していると考えなのか。

### 佐 藤 正 夫君（みんな）

- ・不当表示に対する抑止策として措置命令だけでなく課徴金制度の導入を必要とした経緯、また、措置命令に当たり行使し得る調査権限の内容について伺いたい。
- ・課徴金算定率等を決定するに当たり根拠とした売上額等のデータは任意に提出されたものであり、消費者庁は、現状ではデータを確認する権限はないとしている。データを示して議論する必要があると考えるが、いかがか。
- ・課徴金額を不当表示に係る商品等の売上額の 3%としているが、不当に得た利益から広告料や人件費等の経費を差し引いた営業利益を課徴金算定の基礎とするのは妥当と考えるか、有村国務大臣に伺いたい。

### 穀 田 恵 二君（共産）

- ・算定率及び裾切り額算定の考え方として、過去の措置命令に関する違反事例の売上の中央値から算定したと

しているが、根拠となるデータを消費者庁は公開していない。算定率・裾切り額については、これで抑止力が担保されるのか。

- ・当初、注意義務は事業者側で立証することとされていたが、本法律案では消費者庁が立証責任を負うこととなった。不利益処分を課す際は行政が立証責任を負うとされる原則に則したとのことだが、どのような事情から変更したのか。
- ・課徴金納付命令については消費者庁のみが権限を持つことから、都道府県が課徴金納付命令を念頭において調査権限を消費者庁に委ねてしまい、違反の摘発・執行のインセンティブを削ぐおそれはないか。また、執行に地域間格差が生じないように、具体的にはどのような事業を行う予定か。

### 村 上 史 好君（生活）

- ・消費者庁は違反事業者による消費者の被害回復額をどのように確認するのか。また、被害回復として商品の交換等も考慮すべきとの意見もあるが、返金のみとした理由を伺いたい。
- ・課徴金納付命令は消費者庁のみの権限であるが、命令に至るまでの調査権限の行使等については、国と都道府県の間でどのように役割分担するのか。また、事業者団体や消費者団体との連携協力も重要であることから、民間団体への支援も大事だと思うが、有村国務大臣はどのように考えているのか。
- ・「食品の新たな機能性表示」については、不当表示による消費者被害が起こることも考えられる。適切なガイドラインを策定すべきと考えるが、いかがか。